外国人技能実習生の失踪防止対策の推進について

令和３年12月20日

警　備　部　長から
各　警　察　署　長あて

この通達は，関係所属に対して，外国人技能実習生の失踪防止対策を指示したもので，主な内容は次のとおり

1　各警察署において，入国管理局等の関係機関と連携を図るとともに，平素から外国人技能実習生の受入団体等の把握や，それら団体等に対する失踪防止対策に向けた協力体制，情報収集体制の確立に努めること。
2　関係各課と連携の上，事業所等への個別訪問や，外国人技能実習生に対する交通安全・防犯教室等の機会を通じて，失踪後の不利益を具体的に紹介するなどして，失踪防止対策に取り組むこと。
3　外国人技能実習生の失踪事案を認知した際は，届出者等から失踪に至った経緯等を聴取し，失踪原因の究明に努めるとともに，事件性の有無等を適切に判断すること。
4　各警察署は，外国人技能実習生の失踪を把握した場合及び失踪者が発見・検挙された場合は，所定の要領に従い，警備部外事課に報告すること。
5　外国人技能実習生以外の在留資格の外国人（特別永住者，永住者を除く不法残留になる又は不法就労をするおそれがある者）の失踪についても，外国人技能実習生の報告事項に準じて報告すること。

【本件担当】
警備部外事課事件係